イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、平成24年12月７日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

7　携帯電話等の通信機器の持込みについて　不正行為等の防止の観点から、試験会場には携帯電話等の通信機器の持込みを一切禁止する。この受験条件に違反して携帯電話等の通信機器の持込みが確認されたときは、当該受験を無効とする場合がある。

8　合格基準の考え方　次の二つの条件を満たした者を試験の合格者とする。

⑴　問題の総得点の60％程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。

⑵　⑴を満たした者のうち、以下の18科目群（施行規則第５条の２の規定による試験科目の免除を受けた受験者にあっては７科目群）すべてにおいて得点があった者であること。

①人体の構造と機能及び疾病　②心理学理論と心理的支援　③社会理論と社会システム　④現代社会と福祉　⑤地域福祉の理論と方法　⑥福祉行財政と福祉計画　⑦社会保障　⑧障害者に対する支援と障害者自立支援制度　⑨低所得者に対する支援と生活保護制度　⑩保健医療サービス　⑪権利擁護と成年後見制度　⑫社会調査の基礎　⑬相談援助の基盤と専門職　⑭相談援助の理論と方法　⑮福祉サービスの組織と経営　⑯高齢者に対する支援と介護保険制度　⑰児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度　⑱就労支援サービス、更生保護制度

9　合格者の発表

⑴　試験の合格者は、平成25年３月15日（金曜日）午後に厚生労働省及び公益財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を掲示して発表するとともに、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

⑵　合格者には、社会福祉士国家試験合格証書を平成25年３月15日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

⑶　５の⑴から⑿までに該当する者で、卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書を提出したものについては、平成25年３月31日（日曜日）までにそれぞれに定める受験資格を満たすことを条件として合格させることとし、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

10　受験の申込みに必要な書類の請求　受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求は、原則として公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上の請求窓口又は郵便はがきによって行うこととし、郵便はがきの場合は、はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要数（「社会福祉士受験の手引等○人分請求」と記載すること。）を明記して公益財団法人社会福祉振興・試験センターに申し込むこと。

11　その他

⑴　試験の詳細については、公益財団法人社会福祉振興・試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。

⑵　受験に際し、身体に障害があるなどのため別室の設定、手話通訳者の付与等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

12　試験に関する照会先　公益財団法人社会福祉振興・試験センター　東京都渋谷区渋谷１丁目５番６号　郵便番号　150―0002　電話番号　03（3486）7521　試験案内専用電話番号　03（3486）7559（音声及びファクシミリ）　ホームページ　http://www.sssc.or.jp/

社会福祉士試験委員の公告

第25回社会福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成24年８月３日

厚生労働大臣　小宮山洋子

試験委員長　古川　孝順

副委員長

秋元　美世　　柏女　霊峰　　髙橋　紘士
栃本一三郎　　橋本　宏子　　長谷川敏彦
松原　康雄

委　員

明渡　陽子　　荒井　浩道　　石倉　健二
石田　道彦　　石橋　敏郎　　江上　渉
江口　隆裕　　大塚　晃　　岡田　まり
尾形　裕也　　空閑　浩人　　倉田　康路
小長井賀與　　小西加保留　　小山　充道
坂田　周一　　坂本　洋一　　佐口　和郎
佐藤富士子　　嶋田　佳広　　白川　泰之
新保　美香　　杉野　勇　　関　ふ佐子
高野　和良　　髙橋　信幸　　綱川　晃弘
中谷　陽明　　長友　祐三　　中村　和彦
西田　和弘　　狭間香代子　　林　恭裕
原田　晃樹　　平岡　公一　　平田　厚
藤井賢一郎　　藤崎　宏子　　藤村　正之
藤本　哲也　　本田　純一　　前橋　信和
松井　亮輔　　松尾　睦　　松端　克文
椋野美智子　　村社　卓　　森田　明美
谷口　幸一　　八島　妙子　　矢嶋　里絵
矢野　聡　　矢原　隆行　　山辺　朗子
山本　真実　　吉村　英子　　六波羅詩朗
和気　純子　　渡辺　雅幸

介護福祉士試験委員の公告

第25回介護福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成24年８月３日

厚生労働大臣　小宮山洋子

試験委員長　根本　嘉昭

副委員長

朝倉　京子　　臼井　正樹　　遠藤　英俊
川井太加子　　川手　信行　　久保田トミ子
田中由紀子　　谷口　敏代

委員（筆記）

上之園佳子　　蘭　香代子　　蟻塚　昌克
井上由起子　　岩井　惠子　　太田　貞司
大原　昌樹　　岡　京子　　小倉　毅
小澤　温　　金澤　章　　叶谷　由佳
川東　光子　　菅野　節子　　岸川　洋治
藏野ともみ　　小池　竜司　　小林　理
五味　郁子　　櫻山　豊夫　　渋谷　光美
下垣　光　　白石　旬子　　鈴木　聖子
高沢　謙二　　辻　哲也　　筒井　澄栄
飛松　好子　　永井　優子　　服部　英幸
平野　方紹　　柊崎　京子　　本名　靖
水谷なおみ　　峯尾　武巳　　八木　裕子
山田　幸子　　山本かの子　　吉浦　輪
吉賀　成子　　吉武久美子　　綿　祐二
渡邉　愼一

委員（実技）

安藤　美樹　　石井　忍　　泉　佳代子
市橋　正子　　大崎　千秋　　岡田　史
織田　知美　　加藤美智子　　金津　春江
釜土　禮子　　河本　由美　　木村　晴惠
柴山志穂美　　嶋田　直美　　新治　玲子
髙橋美岐子　　髙橋　泰徳　　田口　潤
東海林初枝　　徳重　柳子　　中村　京子
中村　幸子　　鍋島恵美子　　畠山　仁美
花畑　明美　　福沢　節子　　藤田　秀剛
堀内　啓子　　眞鍋　誠子　　三木真生子
三宅　道子　　三好　弥生　　山﨑イチ子
山中由美子　　山根　淳子　　山野　英伯
山谷里希子　　横井　光治

精神保健福祉士国家試験の施行

精神保健福祉士法（平成９年法律第131号。以下「法」という。）第６条の規定により、第15回精神保健福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。

平成24年８月３日

厚生労働大臣　小宮山洋子

1　試験期日　平成25年１月26日（土曜日）及び27日（日曜日）

2　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

3　試験科目　人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、社会保障、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、精神疾患とその治療、精神保健の課題と支援、精神保健福祉相談援助の基盤、精神保健福祉の理論と相談援助の展開、精神保健福祉に関する制度とサービス、精神障害者の生活支援システム

なお、社会福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、社会保障、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度の試験が免除される。